

堺筋を考える会の会則

第1条 会の名称・所在地

本会の名称は堺筋を考える会と称し、事務局を大阪市中央区(会長の定めるところ)に置く。

第2条 活動の目的

歴史と魅力のある堺筋において、堺筋に関係する人々とともに、更に堺筋を知り、将来の在り方を考え、新たな活力と魅力ある堺筋の実現に向けて、今後の堺筋のまちのビジョンを考え、行政、経済団体などとの連携のもと、堺筋のまちの発展に寄与する。

第3条 活動対象地域

本会の対象区域は、堺筋を中心に土佐堀通から長堀通まで、三休橋筋から東横堀川までとする。

第4条 活動

本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1)堺筋の歴史や魅力の情報収集と情報発信
- 2)情報発信を兼ねた各種イベント
- 3)堺筋のまちのビジョンの策定
- 4)ビジョンの実現に向けた事業
- 5)広報

第5条 会員の種類と資格

会員の種類は、正会員と賛助会員とする。会員資格は、堺筋に関心がある法人等および個人とし、役員会で承認を受けた者とする。なお、議決権は正会員のみとする。

第6条 会費

会員は会を運営していくための経費として、正会員は年額1口10,000円、賛助会員は年額1口3,000円とし、1口以上を負担しなければならない。

第7条 役員

本会には、会長1名、副会長および幹事を若干名、監事を置くものとし、その総数は10名以下とする。なお、任期は2年とする。

第8条 役員会

役員会は、会長が必要と認める都度これを招集する。

第9条 会員

本会の会員は、前条の役員のほか、別紙名簿のとおりとする。

第10条 事務局

本会の事務を処理するため事務局を設置し、事務局長を置く。

第11条 総会及び専門部会

本会の総会は、活動年度において、年度末より3ヵ月以内に1回開催する。総会では、活動報告・会計報告等を行う。総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決議する。
また、必要に応じ専門部会を開催する。

第12条 活動年度及び会計年度

本会の活動年度及び会計年度は、毎年4月1日にはじまり、3月31日までとする。

第13条 その他

この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し、必要な事項は役員会が別に定める

附則 本会則、2023年6月21日から施行する。

必要に応じ本会則は、総会に諮り改定する。